



納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成31年1月から令和元年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族（配偶者やお子さま等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成31年および令和元年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください（令和元年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます）。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は忘れずしっかり納めましょう。

問合せ 住民福祉課 福祉・年金担当 ☎82-1226



しめ縄づくり教室を開催します！！

正月飾りのしめ縄づくりに参加しませんか？

わらを用意していただきしめ縄をつくり、正月行事についても教えていただきます。

日時 12月21日（土）
午前9時～正午

場所 ふるさと館（旧大内沢分校）

講師 倉林 均 氏

募集対象 村内在住または在勤の方

参加費 無料

持ち物 せん定バサミ、カッターナイフ

申込み 12月13日（金）までに教育委員会にお申し込みください。

その他 作業のできる服装でお越しください。

問合せ 教育委員会事務局
☎82-1230



心身軽やか運動教室：エアロビクス☆

適度に汗をかく程度の全身運動です。体調に合わせ、強度や時間を調整できます。音楽に合わせて楽しく動きましょう！

日程 11月18日、25日
12月2日、9日
（すべて月曜日）

時間 午前10時～11時30分

会場 保健センター

持ち物 運動のできる服装、運動靴（内履き）、タオル、飲み物

講師 下境 美香 先生

対象 東秩父村在住・在勤者

申込み 保健センター

・問合せ ☎82-1557

※教室当日までにお申し込みください。



11月は、児童虐待防止推進月間です

～189（いちはやく）ちいさな命に 待たなし～



児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

本村でも要保護児童の早期発見やその適切な保護を図るため、平成17年度に東秩父村要保護児童対策地域協議会を設置しこの問題に対応しています。児童虐待に関する相談や通告は、住民福祉課（☎82-1226）または、児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく）へお寄せください。連絡は匿名で行うことが可能です。また、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。



移住促進住宅建設設計事業について

9月5日（木）の意見交換会でいただいた多くの貴重なご意見を受け、本事業を進めるにあたり大きな影響がおよぶ近隣住民の方々との打合せを9月13日（金）と10月18日（金）の2日にわたり行いました。また、2日間のうちに協議された内容をご確認いただくため、11月1日（金）に再度打合せを行う予定です。

その結果につきまして、奥沢下区の皆さまを対象に、事業説明会を開催します。※日程が決まり次第、お知らせします。

地元住民の皆さまにご報告したのち、本村全体を対象とした事業説明会を開催する予定となっておりますので、引き続きご理解ご協力をお願いいたします。

問合せ 企画財政課 地域政策担当
☎82-1254